

令和4年度（2022年度）第4回 吹田市子ども・子育て支援審議会会議録（要旨）

開催日	令和4年12月19日（月）	開催時刻	午後6時30分～午後7時30分
場 所	吹田市文化会館（メイシアター） 1階 集会室		
出席者	埋橋会長、夏目副会長、武内委員、上野委員、廣瀬委員、孫田委員、福本委員、池田委員、徳本委員、水木委員、渡邊委員、山藤委員、塩沢委員、高田委員		
事務局	<p>【児童部】</p> <p>北澤部長、杉原次長(子育て政策室長兼務)</p> <p>子育て政策室： 湊崎参事、木戸主幹、伊藤主幹、小松主査、朝田係員</p> <p>子育て給付課： 上田課長</p> <p>家庭児童相談室：日比参事</p> <p>のびのび子育てプラザ：上村所長</p> <p>保育幼稚園室： 中村室長、河合参事、武田参事、横山参事、長井参事、曾我参事、堀主幹</p> <p>こども発達支援センター：堀センター長</p> <p>【地域教育部】</p> <p>堀次長(放課後子ども育成室長兼務)</p> <p>放課後子ども育成室：中村参事、国本参事、山本主幹、山下主幹</p> <p>青少年室：小川参事</p>		
傍聴者	一般1人		
案 件	<p>(1) 第2次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針について</p> <p>(2) 留守家庭児童育成室運営事業における放課後の児童の居場所づくりについて</p> <p>(3) 吹田市立留守家庭児童育成室の運営業務委託に係る委託候補育成室の選定について</p> <p>(4) その他について</p>		

事務局	ただいまから、令和4年度第4回子ども・子育て支援審議会を開催いたします。[会議成立、傍聴者の確認、資料の確認などを行った。]
会長	それでは、『審議案件1 第2次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針について』を議題とします。初めに、説明をお願いします。
事務局	(説明)
会長	説明が終わりました。
	質問、意見等はありませんか。
副会長	すいません。立ち入ったことかもしれないですけども、意見を言わせていただきたく、挙手しました。
	この基本方針なのですけれども、内容を見たら貧困問題に限らず、幅広い施策について、触れているように思うのです。
	「はじめに」を見ると、貧困問題について相対的貧困についての解消策の指針ですみたくないことが書いてあって趣旨のところ、どっちなのだろうとは思いますが、これだけ幅広い政策についての名称が子供の夢未来応援施策という名前なのであれば、この「はじめに」のところも、貧困対策ですじゃなくても幅広く子供のことを取り扱ったとした方がいいのかなと、良い施策だからこの「はじめに」で貧困問題だけなのですって限定しているような感じなのもったいないなっていう意味でネガティブな意味ではないです。
	実は2022年6月22日に、こども基本法が公布されまして、2023年4月1日から施行されるのですけれども、その内容をも踏まえた感じがするので、そういうのも意識してすみたくない事を書けばなんかさらにこう国の法律に従った、指針施策をしているという印象があるのではないかなというふうに思いました。
	このこども基本法については前書きとかを見ると何を指して、こういう法律を作ったのが載っていますし、いくつかの自治体では、かなりそれに沿ったような素敵な条例が出来ていて、調査したんですけど吹田市にはなくて、例えば、熊取町とか四條畷市の条例は、かなりいい感じの子供に関する条例が出来ていますので、そういう条例の前書きとかを見るとこう幅広いケアをしているという、または、するところ、見えるのではないかなと思って貧困問題だけに、絞った前書きがもったいないかなという点からの意見です。
事務局	本方針の支援の対象としましては、経済的な困窮のみならず、子供の健全な育成に必要とされる、人的資源や社会的資源の不足による非経済的な困窮も含め、困難な生活状況に置かれた子供とその家庭を対象としていることからの支援施策の内容も幅広く記載しております。
	本市の現基本方針については、国の子どもの貧困対策の推進に関する法律や子供の貧困対策に関する大綱を受けて、策定に至った経過がありまして、「はじめに」の文中では、それに触れて記載しております。
	委員のおっしゃるように、今後、こども基本法が施行され、それに関する国の大綱が示されることによって、子供の貧困対策のみならず、その他の子供関連の市町村計画と、一体として作成していく流れとなると考えますが、現時点では、非経済的な困窮も含めた子供の貧困対策と位置付けていきたいと考えております。以上です。
委員	今更ながらちょっと質問させていただきたいのですが、第2次吹田市子供の夢の子供の「供」が、この漢字なのは、今更ながらちょっと違和感を覚えるが、ひらがなであるとか、そういったことも考えられないのかなと思います。
	それと基本理念の3行目のこれも大綱に書いてあるのかもしれないですけども、「生き抜く力」というのが、どうもネガティブに聞こえてしまって、よく使われる教育などで使われる言葉としては、「生きる力」というようなことを使われるのですけれども生き抜く力って大綱の方に書かれているのでしょうか。
事務局	「生き抜く力」というのは国の「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」から引用した言葉です。「子供」の表記については、本市の公用文における漢字の用法に基づき、固有名詞以外は、両方とも漢字の子供を使用しています。
委員	すごく良い内容かなと思うのですが、ただ第2次方針の施策の体系と1から12あって、NEWというところでSNSであるとか、市民講座であるとかありますがど

うなのでしょうか、さらに職員さんの負担がかなり増えることがもう見えています、これはもう1部署ぐらいつくる予定なのですか。予算はそれぐらいかかると思うのです。ただ国がそういうふうな方向に舵を切っているという中で、予算講じてくるというのとあと人員の確保というのはなかなか今難しい状況で、絵に書いた餅にならないようにしていただきたいというのが一つと、当然、妊娠中から18歳までっていうことであればその中では当然ながら、幼稚園もあれば保育園もあれば学童保育もあるっていうことなのでどういったらいいのでしょうか。結局、今私達がやっている事すべて、子供たちのためにという、貧しいとか裕福っていう関係無しに、その辺も含めて考えていただいて頑張っていたいただきたいなと思いました。

委員

体系の基本支援の中、1から12あるのですけれども、一番最初の学びの環境づくりという部分であれば、学びということであれば小学校、中学校もちろん学びの場ではあるのですけれども、小学校のクラスの例えば定員を減らすとか、20人ぐらいにするとか、今うちの小学校でしたら、1クラス43人というクラスがあったり、23～24人2クラスっていうのがあったりするわけです。

学年は違えども、やっぱりその中で43人で1クラスで学ぶのと、22～23人で学ぶっていうところではやっぱり、違いが出てくるという意味で、学びの環境づくり、そういうところにもうちょっと踏み込めないのかなと思ったりします。

それと、4番の子供の居場所に対する支援というところ而言えば、平日、子供たち一日の半分は小学校、学校において半分は家庭ということであれば、家庭はそれぞれの環境の事情がありますからあれですけど、学校が居場所になるという子供たちが大半でありますから、やっぱりその学校を、しっかりと支援するという意味で、子供たちの居場所にしっかりとってほしいと思います。

例えば、4番のこれはその人数を減らすことで、大人になって、例えば、いじめにすぐ対応できるとか、そういうふうなところをもう少し考えていただけないかなとそういう部分で、今現状がそういうとこだったらすぐ解決していけないかと思えます。新しくいろいろ作って、外に向かったの支援はもちろん大事かと思うのですけど、もっと基本になるところを、子供たちが過ごしている場所、支援というのか、そういうところでやっていくのが一番手取り早いかなと、新しいことをすることも大事ですけど、そこをもう少し考えていただけたらいいのではないかなというふうに思いました。

会長

他に質問・意見はありませんか。では次に移ります。

次に、報告案件1、留守家庭児童育成室運営事業における放課後の児童の居場所づくりについてのご説明をお願いします。

事務局

説明

会長

説明が終わりました。質問ご意見等はありませんか。

委員

すいません。私は今吹三の育成室に子供を預けて保護者でもあるのですけれども、ある意味あんまり、事業のことについてやっぱり内容を教えて欲しいなというのと、待機児童が今どれぐらい出のかっていうところがわかっているのであればそれも教えて欲しいです。

やはり去年でしたら、待機児童になった子供はそのまま何もなく1年過ごしたということを考えれば、今年、次、4年生になる、きっと4年生が待機児童になるということは申し込みの段階からそこはお伝えしていただいていたのですけれども、やっぱり4年生、3年生から4年生になることをすごく、子供たちも楽しみにしてて、これから学童の一番上になって、自分たちで遊びの場を作っていくことに期待してた子供たちに対して、どうやって説明していったらいいのかなというのと、見守り事業は同じ敷地内の中ですので、その時に、学童保育との線引きであったりとか、今まで学童で過ごしてきた子供たちは多分学童にいけなくなるので、そういったことどう考えられてるのかなっていうのもお聞きしたいと思います。

あと、民間委託では待機児は出てないので、本当に、ずっと言っていたのですけれども、同じ保育料を払っていても、民間と直営での差が、これ以上出てしまわないように、していただきたいなというのと、あと、見守りや居場所の場所を設けていただいたことは本当に有難いことではあるのですけれども、やはりこの間、保護者会で話

事務局

した時に、私たちは、見守りや居場所ではなくて、子供の保育の場を求めているので、先ほども、子供の居場所に対する支援というのもあったかのように、やっぱり、小学生の子供にも意見があつて、これから学童で過ごすっていうこと楽しみにしていた子供に対しても、しっかり説明を行っていきたいと思いますし、これからもやっぱり指導員不足とか、場所の確保とか、そこをしっかりと充実していただきたいと思います。

まず本事業の内容でございますが、学童に入られなかった待機児童の方に対して小学校内の放課後に空いている教室を、お借りいたしまして、そこに専門のスタッフを置いて、児童の放課後から、大体5時まで、長い場合は6時半まで、見守りを行わせていただきまして、子供の自習学習でございますとか、その他子供たちの生活を見守っている、放課後の安全な居場所を確保するということを目指しているものでございます。

ご指摘の通り学童保育は保育を提供する場でございますが、本事業におきましては、あくまでも見守りという形にさせていただいております。

次の待機児童の見込みでございますが、一定この事業の検討始めた段階では大体14校で200名程度を見込んでおりましたが、来年度の一斉受け付けが終わりまして、思ったよりも申請されるお子様児童が多かったということもございまして、それよりも多くの学校で、多くのお子様を対象にした事業に見込んでおるところでございます。

次に確かに4年生が待機になる可能性が高いということで当然今年3年生になられて、4年生に上がられることを楽しみにされていたお子さんもたくさんいらっしゃいますし、また逆に保護者の皆様におかれましては、当然4年生まで見据えた、考えのもと入室をしていただいているということももう重々承知しております。

その点につきましては、新4年生に対して何かしら丁寧な対応も含めて現場とこれからも詰めていく形になっております。

あと、この事業の内容につきまして、保護者の皆様にもしっかりと説明させていただきまして、不安のないように全力を尽くして説明に尽くすつもりでございます。

またこの審議会以外の場でも保護者の皆さまに直接または間接的にしっかりとこれからも決まったことにつきましては報告の方させていただきます、皆様の不安を払拭していくように進めて参りたいと思っております。

最後になります、指導員不足がここ数年続いておりまして、5月の当審議会でも、指導員不足に対する様々なご指摘をいただきまして議会でも同じように、この間、指導員不足に対する、対策につきましてご質問をいただいているところでございます。

そういった指摘を踏まえ、真摯に受けとめまして、これからも考え得るすべての指導員確保策を充実させていただきまして、できる限り早期に待機児童の解消に努めて参りたいと考えております。

委員

これ今、委員がおっしゃったように民間のところは待機児童が出ていないけども、公立というか、そこは出ているということなわけですけれど今36学級あつて12学級が民間委託、残り24学級、あと8学級を予定しているということなわけですけれど、これ例えば待機児が3、4人でも、この事業はされるのですか。

事務局

待機児童が出る育成室でこの事業をさせていただきます。

仮に待機児童が少なかったとしても、待機児童ですので基本はさせていただこうかと考えております。

委員

民間委託をがっちりっていただく前のプレの委託ということは、下手したら24学級すべてにこのどう言ったらいのでしょうか、お願いしないといけない、かなりの予算がかかってくるのではないかと思ったりもするのです。

24学級の、またその業者さんというか、業務委託の委託するところっていうのが、統一でやるのか、バラバラであるのかっていう問題と、あとはどうですかね。

その選考基準自体が、普通の今の民間委託の基準と違ってどういうふうな基準で受けてもらうのかなというのは、例えばそこが保育園なり、学童保育なりの経験者、もしくは青少年に関わるとかいうのではなくて、単純に普通に例えば警備会社的なところにやってもらうであるとか、その辺がちょっと見えてこないところで、お聞かせ願えたらと思います。

事務局

今回この居場所事業と言わせていただきますが、業務委託で進めさせていただきます

す。

事業者については、24ヶ所、来年に向けて、現在2ヶ所委託を進めておりますので、最大22ヶ所をすべて同じ、一つの業者でお願いしようと考えております。

その事業者につきましては、学童保育であったりとか、あるいは児童館児童センターとかを他市でやられている実績があるような事業者でお願いしようと考えております。

副会長 すいません。この文章の言葉の問題だと思うのですが、2-（1）-イで各小学校には、管理者として1日あたり基本2名の職員を配置しますというのは、これは誰がやるっていうこと、どこか所属している誰かがいるということでしょうか。

事務局 こちらの（1）-イでございますが、各小学校にですね児童の見守りを行う方を2名配置するというところでございます。

ウにつきましては、すべての居場所事業を統括する責任者をさらに別途配置することとございますので、各小学校には常時2名のスタッフが配置されるという文言でございます。事業者からの職員が配置されるということとございます。

副会長 事業者の職員でこの選定された事業者の職員という言葉が引っかかっているだけなのですが、2名の職員といったら何となく一般的に市職員が来るのかなとか、学校職員が来るのかなとか思ってしまった、ここは何か管理者としてっていうのなんかすごい責任があるのかなとか思ってしまう。

各小学校には、1日あたり基本2名の指導員を配置しますだと疑義がないかなという気がして、こう書くことでその人に何か責任があるのかとか、その人の所属がどこなのかとか、なんか市とか学校関係者がここに入ってくれるのかなってこう思ってしまうわたしがちょっと職員概念はあんまりわかってないだけかもしれないのですが、何かそういうふうに思いました。ウの方は事業責任者だから事業者から何か出るのかなとも思えたのですけどちょっとイの方が若干引っかかったっていう日本語の問題での指摘でした。

事務局 ご指摘ありがとうございます。確かに職員といいますと市職員が想像される書きぶりになっておりまして、正しくは委託事業者から派遣されるこの事業の従事者という形になるべきと思っております。

なお、従事者につきましては特に資格要件をとっておりませんが、2名のうち1名につきましては、一定の保育経験等有するものを配置いただく予定にしております。

会長 他に質問意見等ありませんか。説明をお願いします。

事務局 すいません。この基本2名の職員ですけれども、指導員ではなくて、資格を有しない者になりますので、指導員という位置付けではございません。

副会長 それはやっぱり先ほどおっしゃられたように、事業者選定された事業者が委託する者ということで、例えばその選定する事業者の職員とか従業員である必要もないってことですか。

業務委託したり派遣するっていうのはどういう労働関係かわからないのですけれども、何となく本当に、ただ言葉の問題でそれが悪いとかいうことではないのですけれども、正確性の問題としてというところです。

事務局 今回放課後の児童の居場所づくりということで、居場所について、業務委託をさせていただくという形になりますので、居場所を作っていただくために市が事業者業務を委託して、居場所の確保をしていただくと。

その中で、その委託事業者の方が、職員を学校に2名を配置するということになりますので、委託事業者がさらに別途どこか違うところに派遣をお願いするとかということではなくて、基本は委託事業者に、職員を配置していただくという対応の業務委託をするという形になります。

委員 放課後の児童の部屋の居場所づくり、今初めてこれ聞かせていただきまして、私も太陽の広場でフレンドとして、放課後に携わってるんですけども、これだったら、学童に今待機されている方の、またその委託っていうことになるわけですね。

事務局 そういうこととございます。太陽の広場は太陽の広場でございますし、今回対象としておりますのは、留守家庭児童育成室で待機となられた方の居場所をとということでまた別のものになります。

委員	<p>ただ今物凄く複雑に思うのですよ放課後、私達も携わってますけれども、今、学童さんと太陽の広場でグランドとかいろんな所共有してやってるんですけども、それにまた一つの居場所っていうか、どなたか見守っていただける方がされるとは思うのですけれども、それだったら、今学童さんの方でもうちょっと指導の方に、その方を入れていただいたら待機が出ないのではないかと、ちょっと簡単に思ったのですけれども、すごく手厚いこれはいいことだと思うのです。待機児童が出ないっていうことは、すごく素晴らしいことで、保護者にとっては、働けるっていうことで、すごくいい案だと思うのですなんかちょっと複雑だなぁっていうのをちょっと感じたのですけれどもいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今回資格を持っている育成室の指導員が不足しているという状況に陥っていることから、待機児童が発生するかと考えております。</p> <p>指導員の資格を持っている人間が確保できれば当然育成室の教室を増やしたりとか、育成室で受け入れる人数を増やすことができるんですけども、今五十人程度欠員がいますので、これは来年度4月には、50人一気に解決するとは見込めませんので、今回待機を出させていただくことになるかなと見込んでおります。</p> <p>そういう中で、待機を出した後、お子さんが居場所がなくなると困りますので、今回は見守りという事業になってしまいますけれども、暫定的に居場所を確保するというのを考えております。</p> <p>今現在民間委託も8ヶ所を進めておりまして、令和7年度まで2ヶ所ずつ進めていくという計画になっておりますので、それが叶いましたら、今の試算では、指導員の欠員っていうのは、一定解消できると見込んでおりますので、あくまでも令和7年度末までの暫定的な事業として、この居場所事業をさせていただくという形になります。</p> <p>そして太陽の広場の方でも、事業やっておられますけれども毎日毎日やっている学校っていうのはなかなか少ないでございますので、そこだけに頼るのは、居場所としてはちょっと難しいかなということがありましたので、今回我々の方で、毎日の居場所を確保するために業務委託を考えているところでございます。</p>
委員	<p>実際に今うちの近所でもそうなのですけれども、夏だと6時7時まで子供が、そこへお母さんを待っているっていう状況が実際に起きているわけですよ。起きているのです。</p> <p>その子たちが学童から外れてしまったからそこにいるのか、それとも自分でも出てきちゃってるのか、その辺がよくわからない中で、今回この待機児童に対して見守りをしているっていう子たちが、登録するけれどもそこでの拘束性っていうのですか、5時までがそこに居なさいということなのか親が迎えに来るまで居なさいなのか、それとももうそれは好き勝手に、今日は行く、今日は友達と約束したから行かないとか、その辺りが何て言うのでしょうか、スタッフの方は専門性を持った方では無くて、ただ居るだけで、居るなら危険なことはさせないだろうとは思っているのですけれども、ただそれ以上に何かを、なされない、なさないのかなっていうあたりで、実際子供たちがどういう動きになるのかちょっと見えないなところなんですけれども、教えていただけますか。</p>
事務局	<p>今回学童保育ではなくて、児童の見守りという事業になっておりますので、育成室のような保育っていうのはちょっと難しいかなと考えております。</p> <p>待機児童の保護者の方にはまず、この居場所の事業を利用されるかされないかというのを選択していただくこうかと考えております。</p> <p>その上で、利用される際の毎日の出席確認ということにつきましては、児童に受け付け名簿にチェックをつけるなり、名前書いてもらうなりという形を考えておりまして、必ずしも毎日1時から5時まで、この見守り居場所事業にずっと居てないといけないっていうわけではなくて、子供の自主性、保護者の要望に応じて、例えば、早めに早帰りするとかっていうのもありなのかなというふうに考えております。</p>
事務局	<p>少しだけちょっと補足して説明をさせていただきます。</p> <p>今回、待機児童たくさん出してしまうっていうことで我々の中でもどうしていくんだっていうことをずっと相談をしてきました。</p> <p>一番の問題は人材不足というところで、指導員がいればこういうことにはなっ</p>

いのですけれども、結果的に指導員を集めることができなくて、今の居場所見守り事業をしましようということになっています。

では見守り事業だったら人が集まるのかってところなんですけどもここもやっぱりなかなか難しいっていうのが現実的な問題としてございまして、本来であれば保育士であるとか、放課後児童支援員の資格を持たれている方に、見守りをやっていただく方がよりベターだっていう認識はあるのですけれども、そこを、条件付けてしまうと、正直人が集まらないっていう実態がございます。

そうした中でぎりぎり何とか見守りをしていただけるようにということで、ある程度その経験、保育なんかをされたことがあるような経験を問うことで、一定担保をしていこうということで考えたものでございます。

待機となられた保護者の方、おそらくいろいろと不安はお持ちだと思います。我々としてもできる限りご要望にはこたえていきたいとは思いますが、やはり人の確保がかなり難しい中で、一定、先ほど申し上げましたように来られるお子さんについてもチェックをさせていただくことで、対応であるとか、一定簡素化した対応しかちょっと難しいっていうところがあります。そういったところをまた保護者の方にも説明をさせていただいて、理解を得ていきたいなと考えております。

会長 他にございますでしょうか。次に報告案件2、吹田市立留守家庭児童育成室の運営業務委託に係る委託候補育成室の選定について事務局から説明をお願いします。

事務局 説明

会長 説明が終わりました。質問ご意見等はありませんか。無いようですので、報告案件3 その他について、事務局より説明をお願いします。

事務局 先日、実施させていただきました、中間年の見直しによる第2期吹田市子供子育て支援事業計画の一部変更案に対する意見提出手続きの中間報告でございますけれども、令和4年10月11日の火曜日から同年11月10日の木曜日までの実施期間で、12通20件のご意見をいただいております。

現在関係部局等、提出いただきました意見の確認等を行っております。

またこちらにつきましては、後程、日程の方をお伺いさせていただきますけれども、次回の子供子育て支援審議会開催時に、一定の考え方と、またご意見等に対しての、を受けてからの策定案というのをお示しさせていただきたいと思っておりますので、ちょっと簡単でございますけれども、進捗状況のご報告でございます。以上でございます。

事務局 次回の開催日程等について説明

会長 皆さんよろしいでしょうか。本日の審議会はこれで終了します。お疲れ様でした。